

空乗第2083号
平成8年8月9日（制定）
国空航第2715号
令和2年12月22日（最終改正）

「運航管理者技能検定実地試験実施基準」及び「同細則」
の制定について

標記通達について、別添のとおり制定したので通知します。

運航管理者技能検定実地試験実施基準

第1章 総則

- 1－1 航空従事者試験官（以下「試験官」という。）が航空法第78条の規定に基づき実地試験を行う場合は、この基準によるものとする。
ただし、この基準により難い止むを得ない事由のため、航空局技術部乗員課長の承認を受けた場合は、この限りではない。
- 1－2 実地試験は航空法第78条に定められた事項およびこれに関連した運航管理のための一般事項について行う。
- 1－3 試験官は実地試験に先立ち、受験者が航空法第78条第3項の要件を満たしていることを確認しなければならない。
- 1－4 実地試験は実技試験および口述試験とし、原則として実技試験を先に行うものとする。
- 1－5 実地試験には、受験者の技能が所定の水準に達していることを証明した者を立ち会わせるものとする。ただし、止むを得ない事由があると認められる場合は、この限りではない。

第2章 実地試験

- 2－1 実地試験の実施科目および判定基準は運航管理者技能検定実施細則によるものとする。
- 2－2 実地試験に使用する航空機は必要な運航資料が整えられており、受験者の所属する事業所等において現に運航の用に供しているものであることとする。
- 2－3 実地試験の実施場所は運航管理を行うにあたり必要な情報等が十分入手できる場所とする。
- 2－4 試験官は、受験者が次の各号の1に該当すると認められる場合は、実地試験を停止するものとする。
 - 2－4－1 航空法等に違反する行為があったとき。
 - 2－4－2 他の者が受験者に助言し、又は受験者が行うべき作業等を補助した

とき。

2-4-3 その他不正な行為があつたとき。

第3章 成績の判定

3-1 試験官は、受験者が実地試験を辞退した場合および2-4に該当するときは不合格と判定するものとする。

3-2 試験官は、受験者が全科目を終了し、その成績が判定基準に達しているときは合格と判定するものとする。

第4章 その他

実地試験の実施に関する事務処理は「航空従事者技能証明等に関する事務処理要領」(昭和51年4月26日付け国空乗第248号)に定めるところによる。

附 則 (平成8年8月9日 空乗第2083号)

(施行期日)

この運航管理者技能検定実地試験実施基準は、平成8年10月1日から施行する。

附 則 (令和2年12月22日 国空航第2175号)

(施行期日)

この運航管理者技能検定実地試験実施基準は、令和3年1月1日から施行する。

運航管理者技能検定実地試験実施細則

I. 一般

1. 運航管理者技能検定に係わる実地試験を行う場合は、運航管理者技能検定実地試験実施基準(平成8年8月9日付 空乗第2083号)及びこの細則によるものとする。
2. 実地試験に際し準備する資料は下記の通りとする。
 - (1) 気象情報
 - (2) 航空情報
 - (3) 飛行計画書（コンピューター処理を行ったもので可）
 - (4) 離着陸重量、重量分布及び重心位置（同上）
 - (5) 離着陸性能データ

II. 実技試験

実技試験において行うべき科目の実施要領及び判定基準は、次表のとおりとする。

(目的) 天気図の解説、航空情報の説明等、実地に運航前作業を行わせ運航管理に必要な実務的な能力について判定する。			
番号	科目	実 施 要 領	判 定 基 準
1-1	飛行計画の作成	<ol style="list-style-type: none"> 1. 試験官は受験者に目的飛行場又は便名を示すことにより飛行計画の作成を指示する。 2. 受験者は気象情報、航空情報等、必要な情報を入手し実用的な飛行計画を作成する。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 正確で実用的な飛行計画を30分以内に作成できること。 2. 適切な高度、経路及び代替飛行場を選定できること。 3. じょう乱、凍結等飛行障害現象の存在を予測できること。
1-2	運航前ブリーフィング	<ol style="list-style-type: none"> 1. 受験者は試験官を機長とみなし収集した資料及び作成した飛行計画に基づいて、航空機の航行に関する気象状態の予想等、必要な運航前ブリーフィングを行う。 2. 試験官は機長を模擬し運航に必要な事項について受験者と協議を行う。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 運航に必要な事項がすべて含まれていること。 2. 30分程度に要約し平易で適切な説明ができること。 3. 協議が適正にできること。

III. 口述試験

口述試験において行うべき科目の実施要領及び判定基準は、次表のとおりとする。

(目的) 天気図の解説、航空機の航行の援助等、運航管理に必要な知識について判定する。			
番号	科目	実 施 要 領	判 定 基 準
2-1	一般知識	<p>次の事項について質問する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 飛行方式に関する諸規則 2. 航空交通管制方式 3. 航空保安無線施設の特性と利用法 4. 飛行場灯火の特性と利用法 5. 飛行場標識施設の特性と利用法 6. 捜索救難に関する諸規則 7. 無線通信の特性と利用法 8. その他運航の承認及び援助に必要な事項 	質問事項について正しく解答できること。
2-2	性能、運用限界等	<p>試験に使用する航空機について次の事項を質問する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 性能諸元、運用限界等 2. 運用許容基準及び CDL 	質問事項について正しく解答できること。

番号	科目	実 施 要 領	判 定 基 準
2-3	運航に必要な情報等の収集及び解析	<p>次の事項について収集及び解析方法を質問する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 気象情報 2. 航空情報 3. 航空機の整備状況 4. 機長報告(飛行後ブリーフィングを含む。) 5. その他運航に必要な情報 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 情報等の収集方法について正しく解答できること。 2. 情報等の解析方法について正しく解答し、安全運航に利用できること。
2-4	悪天候状態及び異常事態等の対応	<p>次の事項について状態を仮定して質問する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 悪天候状態における処置及び航行¹の援助 2. 異常事態及び緊急状態発生時における処置及び航行の援助 	質問事項について正しく解答できること。
2-5	運航監視	運航監視の方法について質問する。	質問事項について正しく解答できること。

IV. 総合能力

総合能力における科目及び実施要領ならびに判定基準は、次表のとおりとする。

(目的) 実地試験の全般にわたり、規定類を遵守し、積極性を持ち、航空機及びその運航の状況を正しく認識するとともに、乗員及びその他の関係機関と連携を保つて業務を遂行できる運航管理者としての総合能力について判定する。			
番号	科目	実 施 要 領	判 定 基 準
3-1	計 画 力	業務全般にわたって、先見性をもつて運航の承認及び援助を計画する能力について判定する。	事後の状態を予測して適切に運航を承認、援助できるとともに、不測の事態に備え、予期される危険を回避できるよう運航を監視、援助できること。
3-2	判 断 力	各種の状況下において適切に判断できる能力について判定する。	
3-3	状 況 認 識	状況認識性について判定する。	積極性を持ち、状況を的確に認識できること。
3-4	協 調 性	乗員その他関係機関との連携について判定する。	積極性を持ち、乗員その他の関係機関と協調して業務を遂行できること。
3-5	規 則 の 順 守	運航に必要な規則、規定類の遵守について判定する。	規則、規定類を遵守できること。

実地試験成績報告書

(運航管理者)

総合判定

① 受験者調書

ふりがな 氏名	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 生年月日 年 月 日
試験に使用する航空機型式	既得資格の名称と番号 No.
式 型	No.
現住所	郵便番号
連絡先 (会社団体等)	郵便番号'
学科試験合格日	年 月 日 受験地
経歴(経歴内容とその年月)	

② 教官または所属長の証明

運航管理者に必要な教育訓練を行い、必要な技能を有していることを証明します。

年 月 日 教官又は所属長氏名

③ 試験の実施

期日	年 月 日	場所	試験官
特記事項			

- 受験者は、験者調書欄に所要事項を記入又はレ印を付すこと。
- 教官又は所属長は、②教官又は所属長の証明欄に所要事項を記入のうえ、試験官に提出すること。

資格審査	項 目	判 定
	経 歴	

成 績 表

試 験 科 目	判 定
実 技 試 験	
1-1. 飛行計画の作成	
1-2. 運航前ブリーフィング	
口 述 試 験	"
2-1. 一 般 知 識	
2-2. 性能、運用限界等	
2-3. 運航に必要な情報等の収集及び解析	
2-4. 悪天候状態及び異常事態等の対応	
2-5. 運航監視,	
総 合 能 力	
3-1. 計 画 力	
3-2. 判 断 力	
3-3. 状 況 認 識	
3-4. 協 調 性	
3-5. 規 則 の 遵 守	